



住宅を**新築**または**空き家を増改築**して  
住み替えをされる方

# 応援します!!

住宅の新築または、空き家を増改築する際に、  
伊佐市移住・住み替え促進事業補助金を利用する場合、  
【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます

【フラット35】  
子育て支援型  
地域活性化型

金利引下げ期間

当初 **5** 年間

金利引下げ幅

【フラット35】の借入金利から

年▲ **0.25%**

地方公共団体  
と連携

伊佐市

補助事業

伊佐市  
移住・住み替え促進事業

最大 **85** 万円

※詳しい内容は、伊佐市定住促進サイト  
「ここがい〜さ」をご確認ください。

※【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。  
受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。  
※【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。  
※【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】S等と併用することができます。  
※【フラット35】のご利用には条件があり、審査結果についてお客様の希望にそえない場合がありますのでご了承ください。

フラット35 子育て支援型

【フラット35】を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」については、  
チラシ『【フラット35】子育て支援型・地域活性化型』をご覧ください。



# 鹿児島県 伊佐市



伊佐市

住宅の新築または、空き家の増改築をする際に伊佐市から補助金が支給されます。

※一定の要件があります。

工事種別	新築工事	増改築工事
対象者	市内に住所を有する世帯主(移住者含)	
	—	社員寮として空き家を活用する法人の代表者
対象工事	市内建築業者と契約する100万円を超える工事	
	移住者、子育て世帯、若者世帯が行う工事	空き家を居住用に整備するための工事
補助金額	基本額	
	● 補助対象経費の1/5(上限50万円)	
	加算額 ※補助対象経費が250万円を超える場合	
	● 移住者加算 20万円 ● 子育て世帯加算 5万円 ● 若者世帯加算 5万円 ● 小規模集落加算 5万円(※対象物件が大口小学校区以外)	

※【移住者】申請日前3年から補助金額の確定までに市内に転入する世帯主であって、当該転入の直前に市外に継続して10年以上居住していたもの  
【子育て世帯】生計を一にする満15歳以下(申請日の属する年度の末日時点)の者と同居する世帯  
【若者世帯】ともに満40歳以下(申請日の属する年度の末日時点)である夫婦が同居する世帯



【フラット35】の金利引下げをご利用いただくには…

**追加要件なし**(補助金を交付された全ての方が対象です)

※借入れ対象となる住宅は住宅金融支援機構が定めた技術基準や床面積等の基準に適合する必要があります。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただけます。

※【フラット35】を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」については、**表面記載の「住宅金融支援機構 九州支店地域営業グループ」へお問い合わせください。**

伊佐市移住・住み替え促進事業について

詳しくは、伊佐市へお問い合わせください。

企画政策課政策調整係

**TEL.0995-23-1311**